

熊本県土木部建設工事総合評価落札方式の改定概要

～令和2年（2020年）6月1日以降の入札公告から適用～

主な改定内容

1. 評価項目の新設

○企業の評価に「山都町内での震災関連等工事の受注実績」を新設

◇受注実績の対象となる工事

- ①対象工事：熊本県（土木部・農林水産部）又は山都町が発注した山都町内の震災関連等工事（土木一式工事に限る）を令和元年7月1日から令和2年3月31日までに元請けとして契約した工事
- ②対象金額：①の対象工事のうち
 - ・当初請負額が1,500万円以上
 - 又は、
 - ・令和2年3月31日までに竣工検査及び工事目的物の引き渡しが完了している工事で最終請負額が1,500万円以上の工事

◇評価内容

- ①対象工事：土木一式工事
- ②配点：基本型Ⅰ、Ⅱ及び簡易型Ⅱ → 2件以上で1点、1件で0.5点
簡易型Ⅰ → 2件以上で0.5点、1件で0.25点
- ③対象管内：企業の主たる営業所の所在地が、発注工事の施工個所と同一管内に在る場合に限り評価

2. 評価基準の見直し

○企業の評価における震災関連等工事（管外も含む）の受注件数の評価対象期間の見直し

◇受注件数の対象となる工事の受注期間

- ・現行基準：平成28年(2016年)4月1日～平成31年(2019年)3月31日（3年間）



- ・6月見直し：平成28年(2016年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日（4年間）

3. 企業及び技術者の評価項目における対象期間の更新

○各評価項目において、対象期間を更新（年度をスライド）

注）詳細は、ガイドラインをご確認ください。